

第1編 実施計画の策定に当たって

第1章 実施計画の目的と期間、構成

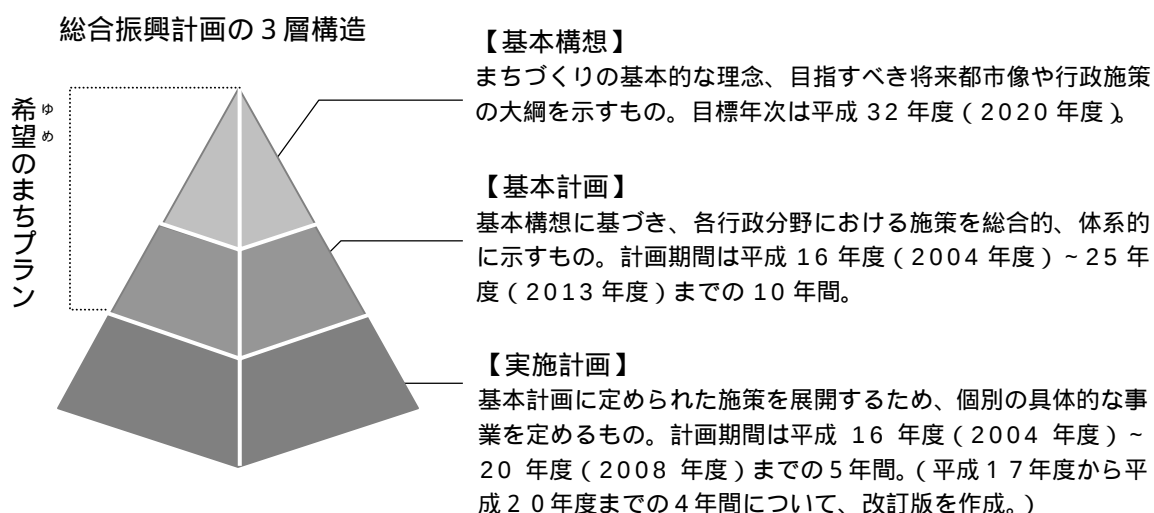
1 実施計画の目的と期間

本市は、平成13年（2001年）5月1日、浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、埼玉県で初めての100万都市として誕生し、平成15年4月には政令指定都市に移行しました。これに伴い、政令指定都市にふさわしい都市づくりの指針として基本構想、基本計画、実施計画の3層からなる「さいたま市総合振興計画」の策定に着手し、平成14年（2002年）12月には基本構想を、また、平成16年（2004年）2月には基本計画を策定しました。

基本構想は、市の将来都市像として「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」「若い力が育つゆとりある生活文化都市」を掲げるとともに、その実現に向けた施策の大綱から構成しています。また、基本計画は、基本構想に基づいた各行政分野の施策を総合的、体系的に示すものであり、加えて各区の将来像を設定しています。この基本構想と基本計画を合わせて「希望のまちプラン」という愛称で呼んでいます。

本実施計画は、基本計画に定められた施策を展開するため、個別の具体的な事業を実施計画事業として定めるもので、計画期間は平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までの5年間とします。

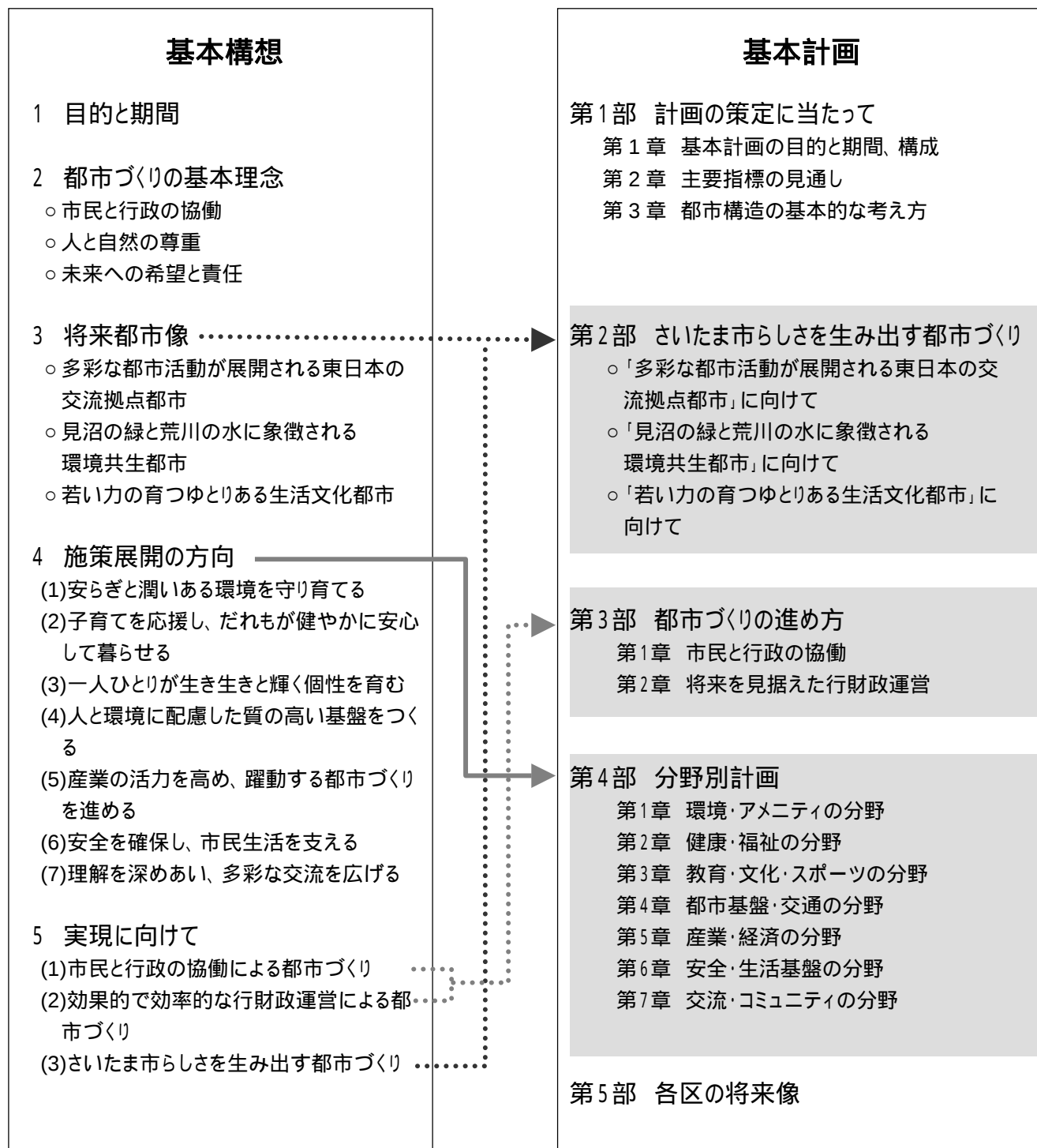
（平成17年（2005年）4月1日に岩槻市と合併し、都市の新たな魅力と可能性が加わったことから、総合振興計画実施計画の改訂を行いました。）



「希望（ゆめ）のまち」とは、政令指定都市移行をふまえ、新しい都市イメージづくりを進めるためにつくられた市の歌のタイトルです。（作詞：福原くにこ、補作詞・作曲：タケカワユキヒデ）
一般公募に寄せられた880点もの歌詞の中から福原くにこさんの作品が最優秀作品に選ばれ、作曲家であるタケカワユキヒデ氏の補作を経て完成しました。

2 実施計画の構成

実施計画は、さいたま希望のまちプラン(基本構想・基本計画)を踏まえ、次の4編で構成します。



実施計画

第1編 実施計画の策定に当たって

第1章 実施計画の目的と期間、構成

第2章 実施計画の基本的な考え方

第2編 希望のまちづくり事業

「希望まち 交流拠点都市」

「希望まち 環境共生都市」

「希望まち 生活文化都市」

第3編 都市経営の基本戦略

第1章 市民と行政の協働

第2章 将来を見据えた行財政運営

第4編 実施計画事業

第1章 環境・アメニティの分野(22 事業)

第2章 健康・福祉の分野(40 事業)

第3章 教育・文化・スポーツの分野(42 事業)

第4章 都市基盤・交通の分野(68 事業)

第5章 産業・経済の分野(28 事業)

第6章 安全・生活基盤の分野(33 事業)

第7章 交流・コミュニティの分野(22 事業)

(合計事業数 255 事業)

注：() は各章の事業数。再掲された事業を含む。

第1編 実施計画の策定に当たって

実施計画策定の目的と期間や構成、計画策定に当たっての基本的な姿勢、計画推進に当たっての考え方について示します。

第2編 希望のまちづくり事業

さいたま市らしさを生み出す都市づくりに向けて、さいたま市らしさの創出や都市イメージの確立、共有に資する代表的な事業を3つの将来都市像ごとに掲げます。

第3編 都市経営の基本戦略

基本計画の「都市づくりの進め方」に基づき、「市民と行政の協働」、「将来を見据えた行財政運営」の観点から、都市経営の基本戦略として実施計画を推進するための10のアプローチを整理し、それぞれの手法を示します。

第4編 実施計画事業

基本計画の「第4部 分野別計画」に基づき、「環境・アメニティ」「健康・福祉」「教育・文化・スポーツ」「都市基盤・交通」「産業・経済」「安全・生活基盤」「交流・コミュニティ」の7つの分野について、「施策の方向性」と「実施計画事業」を示します。

- ・施策の方向性：基本計画の「分野別計画」に沿った、各行政分野における施策のうち、この実施計画において実現を目指す主な方向を市民にわかりやすく示しています。
- ・実施計画事業：計画期間中に実施する主な事業について、事業の名称、概要と計画目標を示すものです。

注：第4編実施計画事業の担当課室は、平成18年4月1日の組織名です。

第2章 実施計画の基本的な考え方

1 事業選定の考え方

わが国のおかれた状況は、右肩上がりの経済成長が終焉する一方、グローバル化の進展、地球規模での環境問題の顕在化、情報通信技術の飛躍的な発展など、社会的状況の著しい変革が進んでいます。また、少子化や高齢化の進展など社会構造も変化しており、これに伴い市民意識の変化や価値観の多様化がますます進んでいます。そして、行政には多様化・複雑化する市民ニーズに対応した、きめ細かなサービスを提供していくことが求められています。

こうした状況の中、3市合併並びに政令指定都市移行を実現した本市は、市政運営の最も基本となる計画である総合振興計画の策定を進めてきましたが、市民ニーズを的確に捉え、市民意見の反映を図るためには、市民参画が重要なテーマであると認識し積極的に取り組んできました。

このため、市民1万人を対象とした市民意識調査をはじめ、公募市民108人からなる市民懇話会を設置し、地区のまちづくりの方向や将来像について提案書をまとめていただきました。また、市民懇話会代表を含めた50人で構成される総合振興計画審議会による審議を重ねるとともに、素案を公表して市民意見の募集を行い、さらには各区の将来像について区民会議の意見を尊重するなど、策定過程を重視し、さまざまな場面で広く市民の意見を反映した協働による計画づくりを進めて、基本構想、基本計画（^{ゆめ}希望のまちプラン）の策定を行いました。

本実施計画の策定に当たっては、^{ゆめ}希望のまちプランに込められた多くの市民の思いを具現化する計画となるよう、基本計画の趣旨に沿って構成を組み立てるとともに、基本計画に定めた7つの分野別の施策を実現する事業の中から、以下の視点を勘案のうえ事業を選定します。また、施設の管理や制度の運用などの経常的な事務事業については、原則として実施計画事業に掲載しません。

事業選定の視点

➤ 事業のあり方や進め方などに関して

事業を行うことの妥当性

事業のやり方の有効性

事業の進め方の効率性

事業の受益と負担の公平性

➤ 防犯、環境、政令指定都市としての役割など時代の要請に対応しているか

➤ 都市イメージの確立・共有に資するものであるか

2 計画推進の考え方

バブル崩壊後の景気低迷が長期化し、財源の伸びが期待できない中、行政需要は増大しており、地方財政をめぐる状況は依然厳しい状況にあります。3市合併並びに政令指定都市移行を実現した本市は、健全な財政状況を維持していると言えます。

平成12年4月には地方分権一括法が施行され、国と地方自治体は対等・協力の関係になりましたが、市民の身近な問題は身近な自治体で判断して行くことが合理的であり、地方分権に向けた取り組みが進められており、地方自治体には自らの責任において自ら決定していくことが求められています。

そのためには権限と財源を地方へ移すことが重要であり、現在、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直しを内容とする「三位一体の改革」が進められています。しかし、改革はその端緒についたばかりであり、改革の途中である現在、中長期的な財政見通しを立てることは困難になっています。

このような状況の中、実施計画の推進に当たっては、財政構造改革や税収の動向を勘案しながら、大都市制度を最大限に活用し、自主財源の確保に積極的に取り組むことにより事業の実効性の確保に努めます。事業実施方法の検討などにより事業費の縮減に努め、各年度における事業は毎年度の予算編成の中で位置付けを行います。個別事業の計画目標を示して事業に取り組むとともに、行政評価システムの構築・活用により計画の進行管理を行い、さらなる市民生活の向上を目指します。また、社会経済動向の急激な変化に適切に対応していくため、本計画に記載されていない事業についても、必要性、緊急性を十分に吟味したうえで取り組みます。

第2編

ゆめ 希望のまちづくり事業

さいたま市は、3市合併により、新しく誕生した100万都市として、また、全国で13番目の政令指定都市として、「さいたま市らしさ」あふれる都市イメージの確立と共有を進めながら国内外に積極的に情報発信し、真に誇れる郷土の実現を目指しています。

「さいたま希望のまちプラン」(基本構想・基本計画)の策定においても、「さいたま市らしさ」を生み出していくことは独自色を鮮明にするため、常に意識されてきたテーマであり、そのため、さいたま市基本構想においては「さいたま市らしさ」を象徴する3つの将来都市像として、

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

を示すとともに、基本計画においては、「さいたま市らしさを生み出す都市づくり」として3つの将来都市像ごとに「都市づくりのポイント」を示しています。

ゆめ 「希望のまちづくり事業」とは

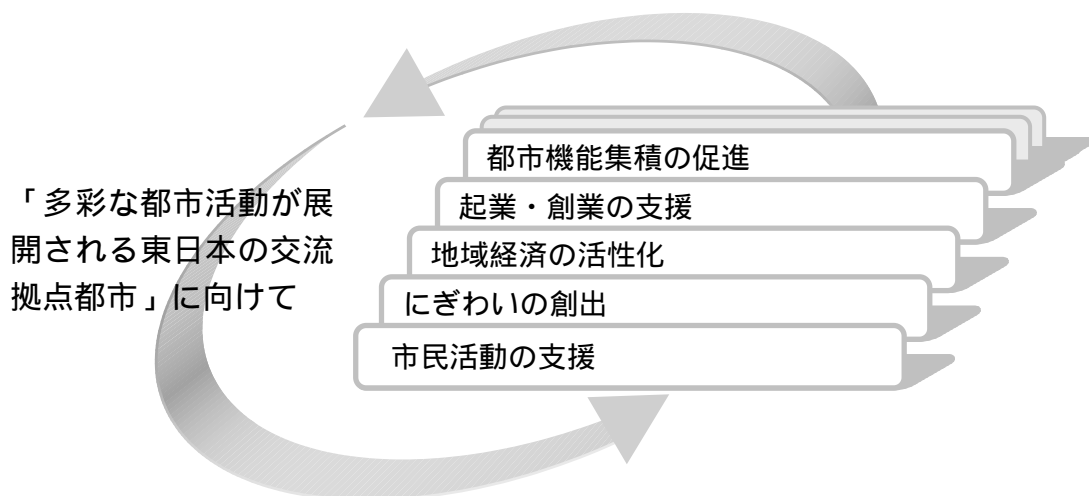
特にさいたま市らしさや新しい都市イメージを生み出すための代表的な事業

この実施計画においても、「さいたま市らしさ」の創出は重要なテーマです。

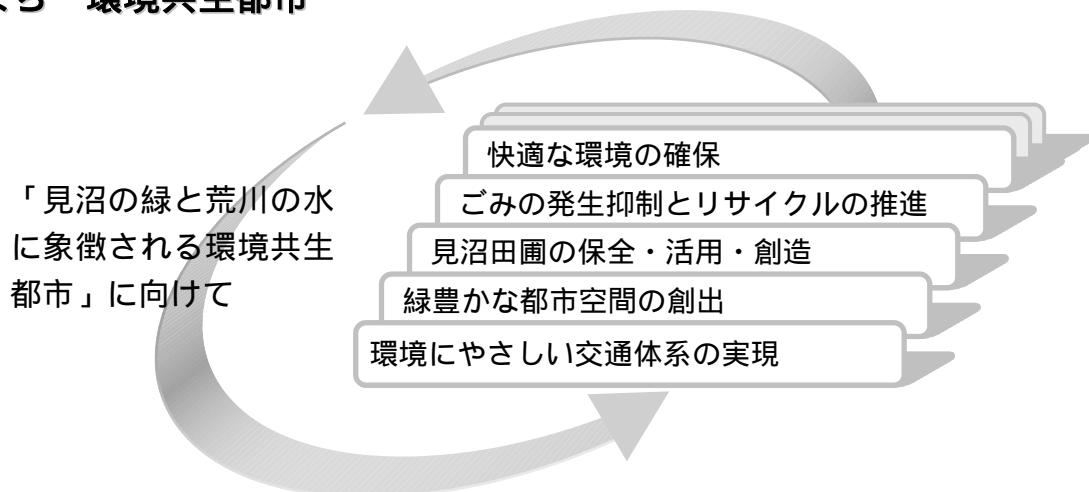
「希望のまちづくり事業」とは、3つの将来都市像の実現に向け、各行政分野における個別の具体的な事業の中から、基本計画「さいたま市らしさを生み出す都市づくり」に示した「都市づくりのポイント」を踏まえて、特にさいたま市らしさや新しい都市イメージを生み出すための代表的な事業を掲載したものであり、これら事業間の連携、協調を図りながら推進することで、より効果的に将来像実現に貢献するものを、分野横断的に掲げたものです。

本市には、見沼田圃に代表される豊かな自然、さいたま新都心をはじめとする高度な都市機能、盆栽やサッカー、人形づくりなどの固有の文化など、それぞれの地域の特性を踏まえた多彩な資源があります。それらを積極的に活用しながら、住んで良かった、住み続けたいと思える都市づくりに向けて、さいたま市を全国に発信していく諸施策・事業である「希望のまちづくり事業」を進めていきます。

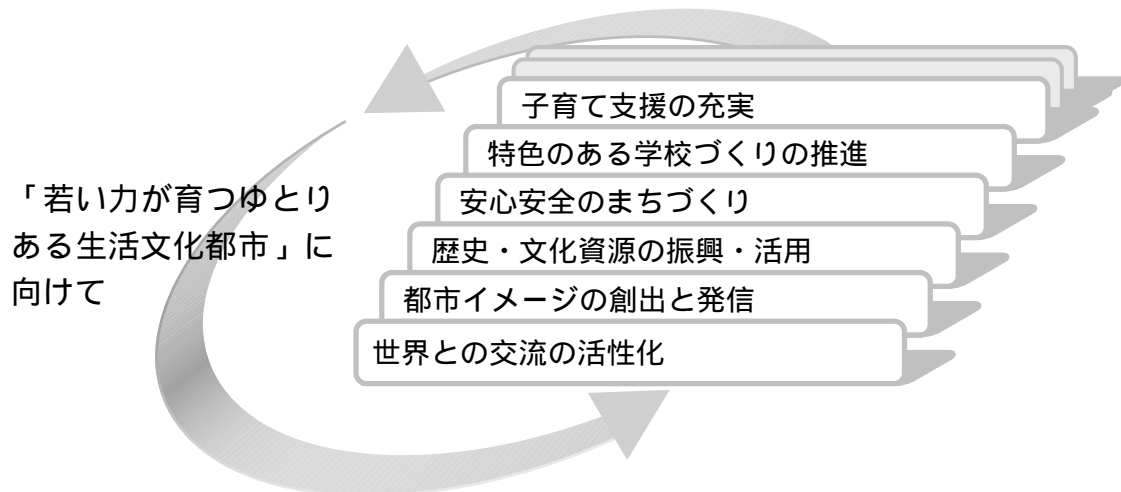
ゆめ
●希望まち 交流拠点都市



ゆめ
●希望まち 環境共生都市



ゆめ
●希望まち 生活文化都市



「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」に向けて

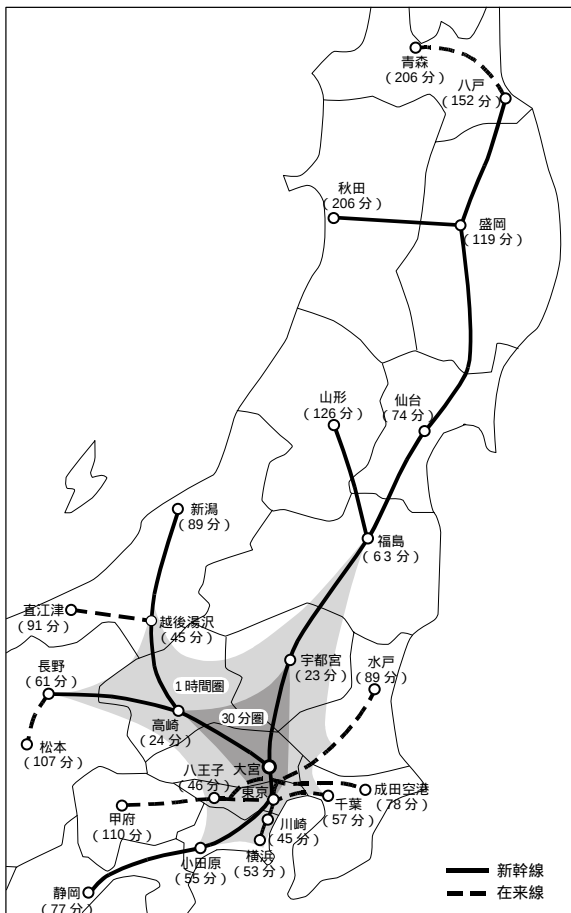
(「基本計画・第2部さいたま市らしさを生み出す都市づくり」より)

本市は、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区という2つの都心を含む中心市街地を抱え、高度で多様な都市機能が集積しており、100万人を超える人口を有する政令指定都市として、また、県庁所在地として、21世紀における首都圏の発展の一翼を担う都市づくりが求められます。同時に、このような都市づくりは、都市機能のさらなる集積・高度化や都市活動の拡大を通じて、様々な分野の交流の活性化につながり、本市の拠点性の向上に結びついていきます。

都市づくりのポイント

- 1 交通結節点という立地特性やさいたま新都心などを活用した自立都市の形成
- 2 交流拠点を支える都市基盤の整備
- 3 多様な人材の育成・活用と産業活動や市民の様々な活動の拠点づくり
- 4 コンベンション機能の充実など情報発信力の強化

大宮駅から主要駅への所要時間



ゆめ
希望のまちづくり事業の概要

都市機能集積の促進

本市への一層の都市機能の集積を促すため、都心における魅力ある都市空間づくりを進めます。

大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区の整備
(4章1節)
浦和駅周辺地区の整備
(4章1節)

起業・創業の支援

本市の産業の活性化のため、起業・創業に向けた支援と環境づくりを進めます。

新事業創出事業
(5章1節)
起業家支援事業の推進
(5章3節)

地域経済の活性化

地域の国際化や経済の活性化を図るため、戦略的な企業誘致や、コンベンション事業の誘致・支援などを行います。

戦略的企業誘致の促進
(5章1節)
コンベンション事業の推進
(5章2節)
伝統産業活性化事業
(5章3節)

にぎわいの創出

鉄道博物館の整備促進や、本市の地域資源を生かした観光資源の充実図り、にぎわいのある都市づくりを進めます。

鉄道博物館の整備促進
(3章4節)
観光資源の充実・整備事業
(5章2節)

市民活動の支援

NPOやボランティア団体などの市民の自主的な活動を支援するとともに、その拠点として、(仮)市民活動サポートセンターを整備します。

市民活動団体等支援事業
(7章3節)
(仮)市民活動サポートセンターの整備
(7章3節)

「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」に向けて

（「基本計画・第2部さいたまらしさを生み出す都市づくり」より）

本市は、河川に沿って広がる低地と平坦な台地とから構成されており、低地は水田、台地は畑や雑木林が大部分を占めていました。

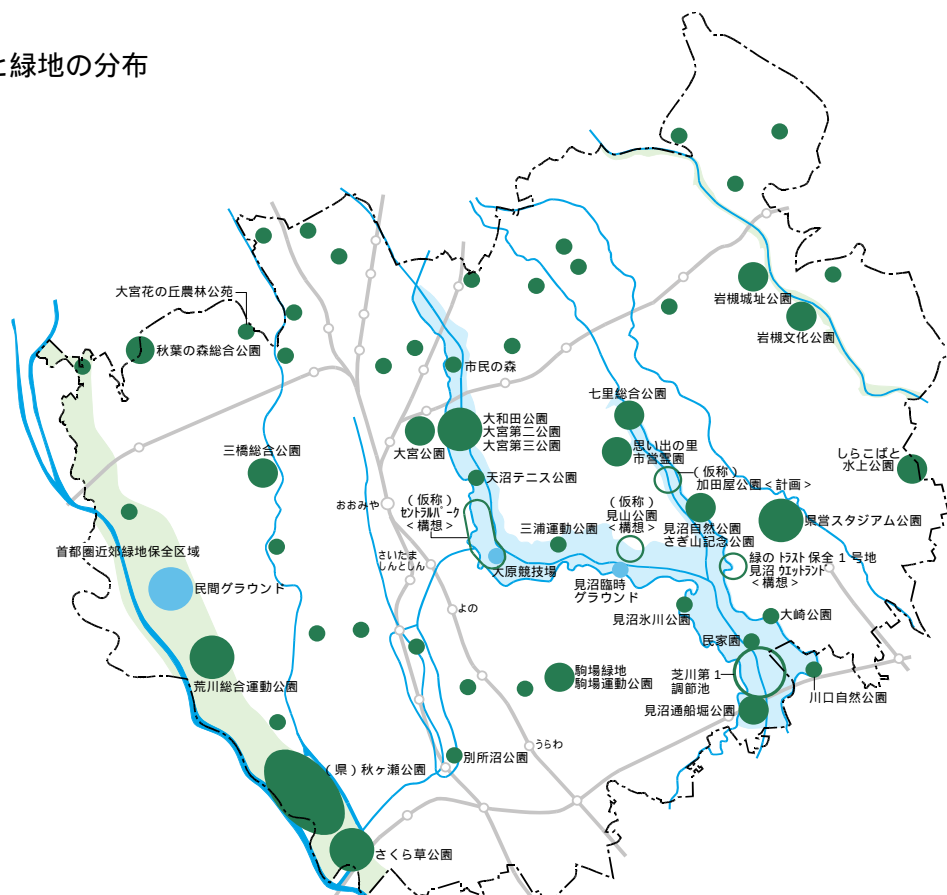
しかし、経済活動の拡大と都市化が進む中で、自然の恩恵を受けているという意識は希薄になり、武蔵野の原風景である雑木林、河川に沿った緑地や農地は減少を続けてきました。また、近年は、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題も顕在化しています。

こうした中で、地域に残された特徴ある自然資源を大切にしていくことは、人と環境との共生の実現に結びついていきます。

都市づくりのポイント

- 1 見沼田圃の保全・活用・創造とそれを先導するセントラルパーク構想の推進
- 2 荒川と見沼田圃、元荒川を軸とした、市全域にわたる水と緑のネットワークの形成
- 3 ごみの発生抑制やリサイクルの推進など、資源循環型の持続可能な都市づくり
- 4 環境への負荷の少ないコンパクトな市街地の形成

主な公園と緑地の分布



ゆめ
希望のまちづくり事業の概要

快適な環境の確保

環境問題に対する総合的な取り組みを推進し、将来世代に引き継げる快適な環境の確保を図ります。	環境保全政策推進事業	(1章1節)
	地球温暖化防止推進事業	(1章1節)
	低公害車普及促進対策事業	(1章1節)
	環境教育・学習の推進	(1章1節)

ごみの発生抑制とリサイクルの推進

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を進め、環境にやさしい資源循環型の社会の形成を目指します。	ごみ減量・リサイクル推進事業	(1章1節)
---	----------------	--------

見沼田圃の保全・活用・創造

首都圏有数の自然資源であり、独自の歴史、文化を有する見沼田圃を市民のかけがえのない環境資産として大切に守り育て、次世代に伝えていきます。	見沼グリーンプロジェクトの推進 (1章2節) (仮)セントラルパーク整備事業 (1章2節)
--	--

緑豊かな都市空間の創出

市街地の緑化を進めるとともに、市民のニーズにこたえられる多様な公園の整備を進めます。	緑化推進事業	(4章3節)
	緑の核づくり公園整備事業	(4章3節)

環境にやさしい交通体系の実現

自動車交通の増大に伴う環境問題に対応するため、公共交通の利用促進などにより、環境負荷の少ない安全、快適な交通体系を実現します。	市内路線バス・コミュニティバス整備事業	(4章2節)
	駐車場・自転車駐車場の整備事業	(4章2節)
	総合都市交通体系の確立	(4章2節)

「若い力が育つゆとりある生活文化都市」に向けて

(「基本計画・第2部さいたま市らしさを生み出す都市づくり」より)

本市は氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として古くから繁栄し、明治期以降も埼玉県行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきました。

100万人を超える市民が居住する生活都市という性格と、若い世代が多いという特徴を生かし、多種多様な市民の生活の中から新しい文化が生み出されることが期待されます。今後は地域の歴史・文化資源を積極的に活用するとともに、市民の自主的な活動や交流の活性化を図ることで、さいたま市らしさを創造していきます。

都市づくりのポイント

- 1 地域と連携した子育て支援や青少年の健全育成など、子育てのしやすい都市づくり
- 2 市内の大学との連携や中高一貫教育の推進など、特色ある学校教育の推進
- 3 サッカーや盆栽文化、人形づくりを始めとする地域の歴史的、文化的資源を活用した都市づくり
- 4 市民の自主的な活動の活性化などを通じた、さいたま市らしさの創造

本市の主な地域資源



ゆめ
希望のまちづくり事業の概要

子育て支援の充実

未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、若い子育て世代への支援を充実します。	子育て支援ネットワーク事業	(2章2節)
	保育所の新設整備事業	(2章2節)
	ファミリー・サポート・センターの充実	(2章2節)
	小児救急医療体制の充実・強化	(2章2節)

特色のある学校づくりの推進

多様化する学校教育のあり方に対応し、子どもの特性に応じた特色のある教育を推進します。	特色のある学校づくり推進事業	(3章1節)
	小・中一貫「潤いの時間」の展開	(3章1節)
	中高一貫教育の推進	(3章1節)

安心安全のまちづくり

市民が安心して安全に暮らせるまちの実現に総合的に取り組みます。	災害に強いまちづくりの推進	(4章1節)
	地域・安心安全ネットの構築・充実	(6章2節)
	学校安全ネットワーク事業	(6章2節)

歴史・文化資源の振興・活用

本市の地域資源であり、世界にも誇れる盆栽文化や城下町としての歴史、人形づくりなどの歴史・文化資源の振興・活用を推進します。	盆栽文化の振興・活用	(3章4節)
	(仮)岩槻人形会館整備事業	(3章4節)

都市イメージの創出と発信

市民参加の複合イベントなどを通じて、都市イメージの創出、共有を進めるとともに、さいたま市らしさの発信に取組みます。	さいたまシティカップ開催事業	(3章3節)
	さいたま市民まつりの開催	(7章3節)

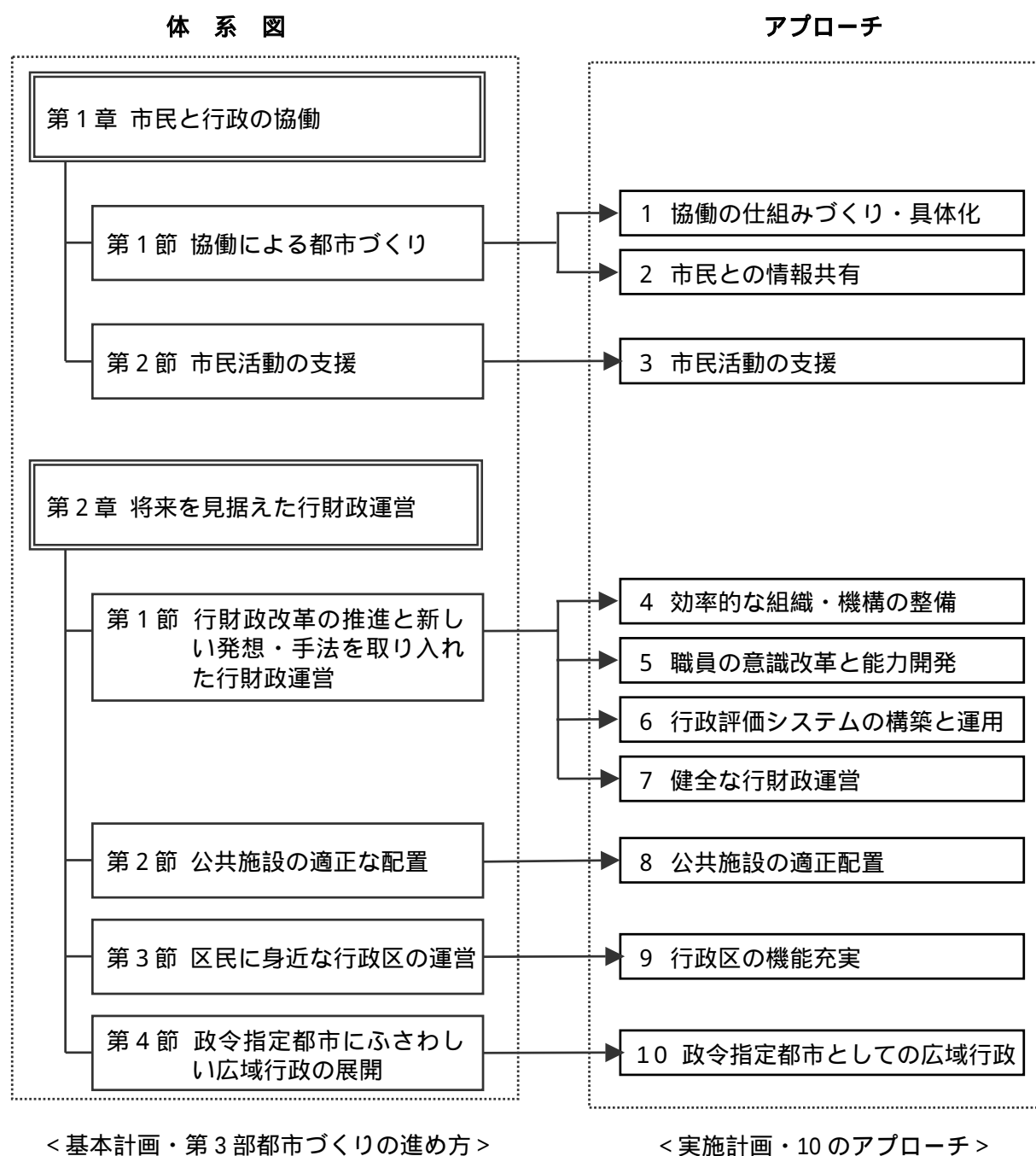
世界との交流の活性化

市民の自主的な活動を通じ、海外との多様な交流の活性化を進め、これをさいたま市らしさの創造に結びつけていきます。	国際理解教育・交流事業	(3章1節)
	国際化推進事業	(7章1節)
	姉妹・友好都市交流の推進	(7章1節)

第3編 都市経営の基本戦略

今後の都市づくりでは、「何をやるか」に加えて「いかに進めるか」という都市経営の戦略が重要です。ここでは、基本計画の「都市づくりの進め方（第3部）」に基づき、「市民と行政の協働」「将来を見据えた行財政運営」の観点から、都市経営の基本戦略として実施計画を推進するための10のアプローチを整理し、それぞれの手法を示します。

実施計画の推進に当たっては、これらアプローチと手法を重要な視点として進行管理を行い、都市づくりを進めます。



第1章 市民と行政の協働

第1節 協働による都市づくり

真に豊かな市民生活への関心が強まる中で、様々な分野で自由時間を生かした市民のボランティア活動などが増加するとともに、都市づくりに対する市民の参加意識が高くなっています。

一方、行政が中心となって市民の多様な価値観やライフスタイルに対応し、きめ細かな市民サービスを提供しようとする、効率が低下する面があります。また、財政状況が厳しくなる中で行政の役割を見直すことも求められています。

このため、協働は行政が必要とする範囲で市民に一定の役割を期待するのではなく、「市民と行政とが対等のパートナーとしてともに都市づくりを担う」ことを基本とするものであるという認識を踏まえ、各種の団体や企業を含む市民と行政とが互いの役割と責任を自覚して、協働による都市づくりを進めていくものとします。

■アプローチ 1

協働の仕組みづくり・具体化	手 法
庁内体制の確立を図りながら、協働の仕組みづくり・機会づくりを進めます。 また、様々な施策や事業の特性に応じ、協働による事業を推進します。	○協働の仕組みづくり・機会づくり ・協働の経験を踏まえた新しいルールづくり ・協働のノウハウの蓄積と活用 ・協働の意識啓発（市民・職員） ・各種委員の公募の拡充 ・パブリック・コメント制度の運用 ○協働による事業の推進 ・協働による計画策定、計画の進行管理、事業の評価 ・協働によるイベントの開催 ・市民団体による公共施設・公園等の管理・運営 ・NPO 法人などへの事業委託 ・ワークショップ手法の導入と拡充 ・市民と行政のコミュニケーションによる「さいたま」のイメージづくり

■アプローチ 2

市民との情報共有	手 法
個人情報保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努めるとともに、広報活動の充実を図ります。 広聴活動の充実を図るとともに、市民と市民、市民と行政（職員）との意見交換の機会の充実を図り、さいたま市の都市づくりに関する情報共有を推進します。	○広報の充実 ・媒体の多様化（電子媒体等の活用） ・市ホームページの充実 ・メールマガジンの発行 ・提供情報の充実（検討段階の情報の発信） ○意見交換の機会の充実 ・市長への提案制度 ・電子会議室の開設・運営

第2節 市民活動の支援

「市民と行政との協働」とは、市民独自のまちづくり活動の活性化をも期待するものです。このため、様々な分野のボランティア活動やコミュニティ活動など、住み良いまちづくりに向けた市民活動の活性化を図るよう支援を進めます。

■アプローチ 3

市民活動の支援	手 法
自治会活動をはじめ NPO やボランティア団体など、多様な主体の自主的な活動の活性化を図るよう支援に努めるとともに、住み良いまちづくりに向けて連携を深めていきます。	○市民活動の場の充実 ・活動の場や機能の充実 ○市民活動の支援 ・活動情報の提供（他団体の活動状況、民間を含む各種支援制度の情報提供を含む） ・活動ノウハウの提供 ○市民活動の相互交流とネットワーク化の促進 ・電子会議室の設置・運営 ・活動情報の発信 ・交流の機会づくり ・ソーシャルキャピタル向上に向けた検討委員会の設置 ○自治会活動の活性化 ○企業市民による社会貢献活動の促進

第2章 将来を見据えた行財政運営

第1節 行財政改革の推進と新しい発想・手法を取り入れた行財政運営

我が国の経済活動が低迷を続け、財源の大きな伸びが期待できない中で、少子・高齢化の進行、価値観の多様化などを背景として行政需要は増大を続けており、限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的で効果的な行財政運営を進めることが一層重要性を増しています。

このためには、単なる「合理化」や「縮減」という改革でなく、行政運営の基本的な発想転換が必要であり、「何をやるか」という観点に加えて「いかにやるか」という観点が重要になっています。このため、「さいたま市行政改革大綱」（平成14年2月）に基づき、さらに新しい発想も取り入れて、継続的に行財政改革を推進します。あわせて、健全で安定的な財政運営の確保を基本として、行財政運営のための新しい試みにも積極的に取り組んでいきます。

（「さいたま市行政改革大綱」を引き継ぎ、平成18年2月「さいたま市行政改革推進プラン」を策定しました。）

■アプローチ 4

効率的な組織・機構の整備	手 法
事務事業の見直しを行い、簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、経営感覚とスピード感のある市政運営を実現します。	○都市経営戦略会議の設置・運営 ○組織体制の改革 ・定員管理の適正化 ・グループ制の運用 ・組織横断型プロジェクトチームの活用 ○外郭団体のあり方の検討

■アプローチ 5

職員の意識改革と能力開発	手 法
市民の視点に立ち、地方分権時代にふさわしい行財政運営を行うため、職員の意識改革と能力開発を進めます。	○職員の意識改革 ・多様な人材の確保 ・能力、実績を重視した人事制度の構築 ・職員提案の活性化 ○職員の能力開発 ・自発的な自己学習の支援 ・マネジメント能力・政策形成能力の向上 ・時代に即した研修メニューの設定 ・研修機関等への職員派遣

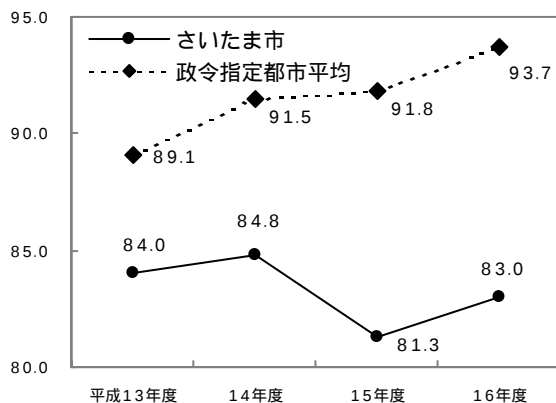
■アプローチ 6

行政評価システムの構築と運用	手 法
政策・施策や事務事業について、「計画を立てて実行し、その成果を評価して次の計画に反映させる」というマネジメント・サイクルを確立し、行政資源の効率的な配分を図るとともに、評価結果の公表によって説明責任を果たすため、生活者の視点に立った成果重視の行政運営を基本的な視点とする行政評価システムを構築し、運用を行います。	○ 行政評価システムの構築と運用 ・ 事務事業評価システムの運用 ・ 政策評価システムの構築 ・ 行政評価システムと予算編成や総合振興計画の進行管理との連携 ○ 市民との協働による行政評価 ・ 行政評価システムに関する情報公開と情報提供 ・ 行政評価システムにおける市民との連携

■アプローチ 7

健全な行財政運営	手 法
歳入の確保と歳出の抑制を図り、健全財政の維持に努めます。 また、市の財産を行政運営に適切に活用するとともに、未利用市有地などの活用を図ります。 政令指定都市にふさわしい行政経営の高度化の推進、市民本位のサービス提供の充実を基本とし、「さいたま市情報化計画」に基づいて電子市役所の構築を進めます。 質の高い公共サービスを、より少ない財政支出で提供するため、PFIをはじめとする民間の資金、経営能力及び技術的能力などを活用した多様な手法の導入を図ります。	○ 歳入の確保 ・ 市税など収納率の向上 ・ 使用料・手数料の負担基準の原則確立と定期的な見直し ・ 市民参加型ミニ市場公募債の活用 ○ 歳出の抑制 ・ 公共事業の重点化・公共工事のコスト縮減 ・ 補助金などの助成基準の原則確立と合理化 ○ (仮) 健全財政維持プランの策定 ○ プライマリーバランスの均衡維持 ○ 未利用市有地の有効活用 ○ 電子市役所の構築 ・ 庁内の情報化人材の育成 ・ セキュリティポリシーの確立・運用 ○ 民間活力の有効活用 ・ PFIなどの事業手法の導入検討 ・ 指定管理者制度の活用

● 地方財政の状況—経常収支比率の推移



経常収支比率とは、財政の弾力性を示す指標の一つで、
 $\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税や普通交付税等）}} \times 100$

で表されます。この値が高いほど、財政の弾力性が乏しく、普通建設事業などに投資する余裕がないことを示します。さいたま市の経常収支比率は政令指定都市の平均よりも低くなっています。

注) 政令指定都市平均は静岡市を除く 13 政令指定都市の普通会計決算による経常収支比率の単純平均

資料：普通会計決算より作成

● さいたま市の主要財政指標

平成 16 年度決算では、さいたま市の普通会計歳入総額は 3,546 億円、歳出が 3,409 億となっています。本市の経常収支比率、財政力指数、経常収支比率、市民 1 人当たり地方債現在高など主要な財政指標は、現時点では概ね健全な水準が保たれています。

しかしながら、景気は回復基調とはいえ、市税などの大幅な増が見込めない中、今後も大都市にふさわしい社会資本整備や少子高齢社会に対応した各種社会福祉施策を積極的に推進する必要があり、多大な財政需要が見込まれます。本市では「さいたま市行政改革推進プラン」を策定し、引続き将来を見据えた健全財政の維持に向けた取組みを積極的に行い、より効率的・効果的な行財政運営を目指します。

主要財政指標の比較（普通会計による）

	さいたま市				13 政令指定都市平均
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 16 年度
自主財源比率（％）	70.4	69.7	62.3	63.9	58.4
財政力指数	0.988	0.999	0.997	0.990	0.832
経常収支比率（％）	84.0	84.8	81.3	83.0	93.7
市民 1 人当たり地方債残高（千円／人）	237	241	266	290	785

注) 自主財源比率とは、地方公共団体が自主的に収入できる財源で、市税、使用料、手数料、財産収入などがこれにあたる。この割合が高いほど自主的な行政運営ができることになる。財政力指数とは、一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、1 に近くあるいは 1 を超えるほど財政力に余裕があることを示す。

資料：さいたま市は各年とも普通会計決算、政令指定都市平均は財政課資料

第2節 公共施設の適正な配置

極めて厳しい地方財政の状況下で、いわゆる箱物整備については全国的に抑制の方向となっています。本市においても、財源確保が難しくなる中で行政需要は増大することが見込まれており、原則として新規整備は抑制していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、市民利用施設（箱物の公共施設で市民のだれもが自由かつ選択的に利用できる施設）については、既に相当程度の整備水準にあることから、「公共施設適正配置方針」（平成15年3月）に基づき、原則として新規整備を抑制するとともに、公共施設の適正配置を進めます。

■アプローチ 8

公共施設の適正配置	手 法
「公共施設適正配置方針」に基づき、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を進めながら、公共施設の新規整備の重点化を図ります。	○ソフト面の充実 ・休館日・開館時間の見直し ・講座・企画展など、事業内容の見直し ・施設の体系化（名称の統一・体系化、使用料の体系化） ・周辺施設との連携・協力によるサービス向上 ・PFIなどの活用 ・施設の維持管理・運営における市民との連携 ・事業の企画・運営における市民との連携 ○施設の有効活用 ・余裕スペースの有効活用 ・施設の用途転換・統廃合 ・施設の長寿命化 ○公共施設の新規整備の重点化 ・規模や機能の適正化 ・未利用市有地の有効活用 ・施設の複合化

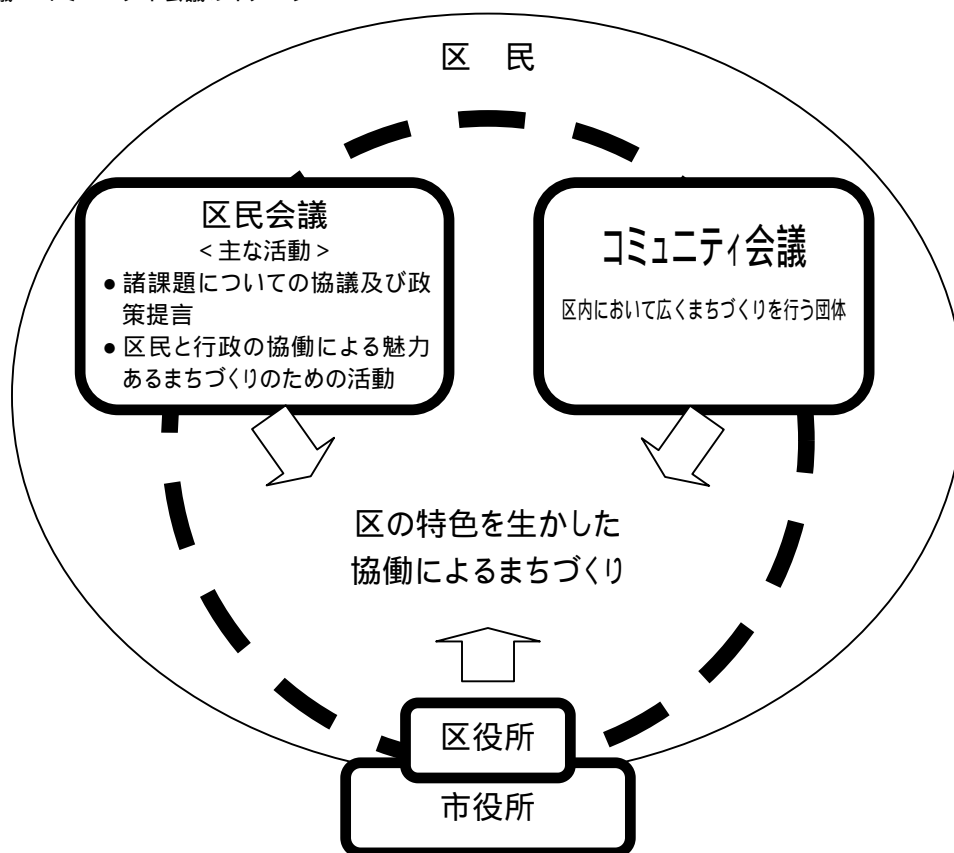
第3節 区民に身近な行政区の運営

人口100万人を超える政令指定都市としての総合的な都市づくりを進める一方で、各地域の特性を生かした市民に身近なきめ細かなまちづくりへの取り組みが重要です。このため、行政区への分権を基調とする都市づくりを進めます。

■アプローチ 9

行政区の機能充実	手 法
区役所機能の充実を図り、行政区の特色を生かしたまちづくりを進めます。 区民に身近という特性を生かし、行政区レベルで市民との協働を進めます。	・区まちづくり予算の有効活用 ・区役所の権限の拡大 ・区民会議の充実 ・コミュニティ会議の自主的な活動の支援

●区と区民会議・コミュニティ会議のイメージ



資料：政策局政策企画部コミュニティ課

第4節 政令指定都市にふさわしい広域行政の展開

市域を超えて広がる市民生活や都市活動を支えるため、道路・交通網の整備、環境の保全など、広域的な視点による都市づくりが必要不可欠となっています。また、政令指定都市として、21世紀の我が国を牽引する首都圏の発展に向けた取り組みも求められます。

このため、他の政令指定都市、首都圏の都県や近隣諸都市などとの連携を進め、広域行政に積極的に取り組んでいきます。

■アプローチ 10

政令指定都市としての広域行政	手 法
市民や産業・経済活動の広域化にも対応しながら、政令指定都市の役割を積極的に担い、広域的な行政課題に取り組みます。	○ 八都県市首脳会議などとの連携による広域的課題への具体的な調査・対応などの推進 ○ 他の政令指定都市などとの連携による地方分権の推進や大都市制度の研究・提言

● 八都県市・14 政令指定都市の概況

八都県市	人口		面積	
	(千人)	割合(%)	(km ²)	割合(%)
全 国	127,757	100.0	377,846	100.00
埼玉県	7,054	5.5	3,797	1.00
さいたま市	1,176	対県 16.7	217	対県 5.72
千葉県	6,056	4.7	5,157	1.36
千葉市	924	対県 15.3	272	対県 5.27
東京都	12,571	9.8	2,187	0.58
神奈川県	8,791	6.9	2,416	0.64
横浜市	3,579	対県 40.7	437	対県 18.09
川崎市	1,327	対県 15.1	143	対県 5.92
八都県市 計	41,478	32.5	14,626	3.87

「八都県市首脳会議」は、21世紀を展望し、首都圏の広域的な課題に対応するために発足したもので、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県の知事と横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市の4市の市長で構成されています。面積では全国の約4%を占めるにすぎないこの八都県市には、全国の約三分の一の人口が集中しており、重大な広域的課題である、環境対策や防災対策などについて、協力して取り組みを進めています。

政令指定都市	人口		面積	
	(千人)	全国に占める割合(%)	(km ²)	全国に占める割合(%)
全 国	127,757	100.0	377,846	100.0
さいたま市	1,176	0.9	217	0.1
札幌市	1,881	1.5	1,121	0.3
仙台市	1,025	0.8	784	0.2
千葉市	924	0.7	272	0.1
川崎市	1,327	1.0	143	0.0
横浜市	3,579	2.8	437	0.1
静岡市	701	0.5	1,374	0.4
名古屋市	2,215	1.7	326	0.1
京都市	1,475	1.2	828	0.2
大阪市	2,629	2.1	222	0.1
神戸市	1,525	1.2	551	0.1
広島市	1,155	0.9	905	0.2
北九州市	993	0.8	487	0.1
福岡市	1,401	1.1	341	0.1
14 市 計	22,006	17.2	8,008	2.1

現在、全国には14政令指定都市があり、その合計人口は全国の17%を占めています。これら14市の市長で構成する「指定都市市長会」では、政令指定都市が先駆的、先導的役割を果たしながら、真の地方分権型社会を実現していくため、国に対して政策提言を行う活動を行っています。

資料：人口は平成17年国勢調査速報値、面積は平成17年版全国市町村要覧